

アーバンスポーツ体験会開催業務 仕様書

1 体験会の開催・運営

- (1) 初心者・未経験者向けのスケートボード又はBMXの体験会を契約期間中に5回以上開催すること。(スケートボード、BMXをそれぞれ1回以上開催すること)
- (2) 別表1の7地域のうち、5地域で開催すること。
- (3) 1講座の時間は1～2時間程度を目安とし、できれば1回に複数講座を実施すること。
- (4) 1講座あたりの参加者は30名以上を目安とし、参加者の安全管理を行うこと。
- (5) 開催場所は、提案者において選定するが、セクション等が設置されたパークではなく、フラットな舗装面をパイロンで囲む等、特別な施設を必要としない安全な場所で行うこと。
- (6) 5回のうち1回は、県が指定する日時(9月14日又は15日)に、県が指定する場所(県営筑後広域公園)でBMXの体験会を実施すること。
- (7) 各体験会において、当日来場した総合型地域スポーツクラブや郡市体育・スポーツ協会及び市町村職員等、アーバンスポーツ教室の開催を検討している者に対して、教室開催に係るノウハウを伝えること。

2 体験会の準備・周知

- (1) 十分な参加者が得られるよう、提案者が適していると考える媒体を使って体験会を周知すること。
- (2) 事前に参加者を募集する場合は、提案者において参加者の募集、とりまとめを行うこと。
- (3) 提案者において会場を確保(予約)するとともに、会場の事前準備・撤去を行うこと。
- (4) 競技用具及び防具・ヘルメットを準備するとともに、必要な物品を準備すること。
- (5) 参加者を対象とした傷害保険への加入、事故が発生した場合の応急処置、事後対応を行うこと。

3 県との協議、実績報告書の提出

- (1) 事業の進捗状況については、適宜、県に報告し、協議すること。
- (2) 事業終了後は、県に実績報告書を提出すること。
- (3) 実績報告書の写真データを県に提供するとともに、納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は福岡県が保有し、福岡県が該当データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (4) 参加者の写真を、県の広報活動等で使用する旨、許可を得ること。

別表 1

地域	該当市町村
福岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
北九州	直方市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町
北筑後	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町
南筑後	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町
筑豊	飯塚市、田川市、嘉麻市、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
京築	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
北九州市	北九州市